

日に失効いたします当該認定を根拠として農地転用等の許認可を得ていることから事業認定の有効期間内に用地を取得する必要がある、事業の進捗を図るため先議をお願いするものでございます。なお、議案の概要につきましては、午後に開催されます全員協議会において御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○戸田委員長 当局の説明は終わりました。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、協議事件2、6月定例会の日程について事務局の説明を求めます。
毛利事務局長。

○毛利事務局長 それでは、日程について御説明いたします。資料の4を御覧ください。

まず、質問の通告期限についてでございます。代表質問は11日水曜日正午までをお願いいたします。関連質問は12日木曜日正午まで、各個質問は12日木曜日午前9時に受付を開始して、13日金曜日正午が期限となっております。次に、意見書案の提出期限、先議案件及び報告に対する質疑の通告期限はいずれも12日木曜日正午となっております。また、先議案件の討論の通告期限につきましては13日金曜日正午までをお願いします。次に、予算決算総括質問の順番についてでございますが、申合せによりまして、この6月定例会から1年間は記載しておりますとおりの順番になりますので、御確認をお願いいたします。以上でございます。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。委員の皆様よろしいでしょうか。
奥岩委員。

○奥岩委員 何点か確認なんですけど、質問の通告期限なんですけど、それぞれ時間が設定されております。で、以前少し伺ったことがあるんですけど、ペーパーではなくて、メールのデータで提出された方がいらっしゃったそうなんですけど、メールで事務局に送付した場合ですね、これが受取りのメールの受信が市役所の分ですと、時間がずれるということがございまして、議員のほうで送付した時間が12時、例えば正午までであったら、11時59分の送信でオーケーなのか、それとも事務局側のほうが受け取ったのが正午までっていうふうになるのか確認をしておきたいんですが、いかがでしょうか。

○戸田委員長 森井議事調査担当局長補佐。

○森井議事調査担当局長補佐 一応申合せで11時半までに事務局に着くということと、それから11時半までにファックス、それからメールで送信された場合には電話連絡をいただくという申合せになっております。以上でございます。

○戸田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 そうしますと、メールデータで送られる方は正午までと記載がある分には11時半までにメール必着。午前9時までと記載がある分につきましては、8時半までということよろしいですね。

○戸田委員長 森井議事調査担当局長補佐。

○森井議事調査担当局長補佐 受付開始が9時ですので、それまでにいただいた分については、普通の各個質問の場合ですと、抽選の場に5人ぐらい来られるんですけど、その後にメールでいただいた場合には順番としてはやるということになっております。以上でございます。

○戸田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 失礼しました。受付締切は全部正午まででしたね。失礼しました。開始のところもお答えいただきましてありがとうございます。そういたしますと、今ので理解いたしましたので、対応する場合はそのように気をつけさせていただきたいと思います。

あと、(5)、予算決算総括質問の順番のところで、1年間ということだったんですけど、この順番で行かれるということで、今回6月定例会ですので、3月定例会までこの順番ということでよろしいですね。

○戸田委員長 毛利事務局長。

○毛利事務局長 1年間と言いますか、そこに記載もしてございます、改選後の初議会前まで、3月の定例会以後、臨時議会がある場合もありますので、そういう表記をしているところでございます。以上です。

○戸田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 それでは、次に、協議事件3、次回議会運営委員会の開催についてでございますが、記載のとおり定例会開会日の6月16日月曜日午前9時20分から開催したいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 それでは、ここで執行部は御退席ください。

〔執行部退席〕

○戸田委員長 それでは、次に、協議事件4、米子市議会基本条例の検証についてでございます。資料5を御覧ください。

資料5は、米子市議会基本条例検証評価表についてでございます。

これについて、事務局の説明を求めます。

森井議事調査担当局長補佐。

○森井議事調査担当局長補佐 資料5を御覧ください。これは以前整理表として提示したものでありますが、評価表として改めて提示しております。

最終ページの右下の四角の中に評価の段階として、A、B、C、検証対象外の4つを記載しております。Aは達成であり、当該条項はおおむね、8割程度目的を達成した場合の評価でございます。Bは一部達成であり、当該条項は一部、5割程度目的を達成した場合の評価でございます。Cは未達成であり、当該条項は、目的を達成できなかった、3割以下の場合の評価でございます。横棒は検証対象外でありまして、当該条項は検証の対象外とする場合の評価でございます。

こちらの評価を、各条項ごとに表の中ほど「評価（A、B、C、－）」の欄に記入していただき、評価内容も記入できるものは併せて記入していただきたいと思います。なければ空欄でかまいません。

作成に当たりましては、先日取りまとめました整理表と前回の報告書を参考にして評価表を作成していただきたいと思います。以上でございます。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 こちらは、会派にお持ち帰りいただいて、評価の取りまとめをお願いしたいと思います。その取りまとめでございますが、6月30日月曜日までに議会事務局あて

に電子メールで御送付いただきたいと思います。なお、検証評価表のエクセルデータは後日、議会事務局から委員の皆様へ御送付させていただきます。また、これを基に6月定例会閉会後の議会運営委員会から基本条例の検証に入りたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。また、検証のスケジュールについてでございますが、令和7年3月定例会閉会後の議会運営委員会でも御提示させていただきましたが、資料6のとおり進めさせていただきますと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 それでは、以上で、こちらで用意した案件は終了となります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 事務局から何かございますか。

〔「ございません」と毛利事務局長〕

○戸田委員長 正副議長から何かございますか。

〔「ございません」と岡田議長〕

○戸田委員長 それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時09分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 戸 田 隆 次